

議案第77号 説明資料

幕別町債権管理条例の概要

1 制定趣旨

町が保有する債権を確実に徴収することは、納付の公平性並びに自主財源の確保を図る上で非常に重要です。

町の財政を健全に保ち、町民負担の公平性を確保するためには、債権の管理について法令等に基づき、適切に取り扱うことが必要であるため、債権管理に関する事務処理基準を明確化するため、本条例を制定します。

2 債権とは

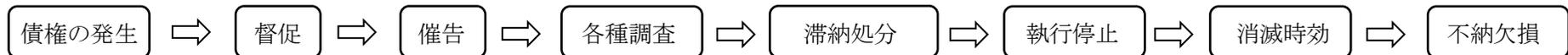
地方自治法第240条に規定する「金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利」のこと

3 幕別町における主な債権

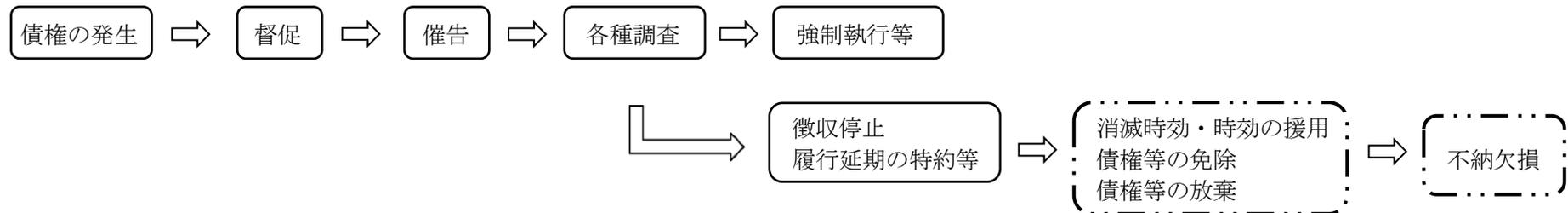
- (1) 強制徴収公債権 (各種税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料等)
- (2) 非強制徴収公債権 (農業集落排水処理施設使用料、個別排水処理施設使用料等)
- (3) 私債権 (へき地保育所保育料、学童保育所保育料、公営住宅使用料、幼稚園保育料、学校給食費、水道使用料、簡易水道使用料等)

4 債権管理の流れ

(1) 強制徴収公債権 (滞納処分規定あり)



(2) 非強制徴収公債権・私債権 (滞納処分規定なし)



第1条	目的	条例の目的を規定
第2条	定義	条例において使用する用語の意義を規定
第3条	他の法令等との関係	町の債権の管理に関する事務について、条例と他の法令等との適用関係を規定
第4条	町長の責務	町の債権を適正に管理するための町長の責務を規定
第5条	台帳を整備	町の債権を適正に管理するための台帳を整備することを規定
第6条	債務者に関する情報	町の債権を適正に管理するため、債務者に関する情報の利用及び提供を可能とすることを規定
第7条	督促	町の債権を履行期限までに履行されない債務者に対する督促について規定
第8条	延滞金等	町の債権を納期限までに納付された債務者との公平性を保つため、延滞金及び遅延損害金を徴収することを規定
第9条	滞納処分等	強制徴収公債権の滞納処分等について、法令等の規定に基づき、的確に行わなければならないことを規定
第10条	強制執行等	非強制徴収公債権及び私債権について、督促後も履行されない場合の強制執行等の措置について規定
第11条	履行期限の繰上げ	町の債権について、債務者の信用不安が生じていると判断した場合などの、履行期限の繰上げについて規定
第12条	債権の申出等	町の債権について、債務者が強制執行等を受けた場合の債権の申出及び債権の保全等の措置について規定
第13条	徴収停止	非強制徴収公債権及び私債権について、法人が事業を休止した場合や債務者が所在不明の場合等の徴収停止について規定
第14条	履行延期の特約等	非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が生活困窮等の場合の履行期限の延期等について規定
第15条	免除	非強制徴収公債権及び私債権について、履行延期の特約等の措置を受けた債権の免除について規定
第16条	債権の放棄	非強制徴収公債権及び私債権について、徴収が不可能な債権や損害賠償金等の債権の放棄について規定
第17条	委任	条例の施行について必要な事項の制定を町長に委任する規定

幕別町債権管理条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第6項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>第16条 家賃又は入居者負担額に係る延滞金の徴収及び滞納処分等については、<u>幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和32年条例第15号）</u>の規定を準用する。</p> <p>第17条～第34条 略</p>	<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>第16条 家賃又は入居者負担額に係る延滞金の徴収及び滞納処分等については、<u>幕別町債権管理条例（令和元年条例第 号）</u>の規定を準用する。</p> <p>第17条～第34条 略</p>

幕別町債権管理条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第8項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町農業集落排水処理施設管理条例 （平成17年9月26日 条例第106号）</p> <p>第1条～第23条 略</p> <p>第24条 使用料及び占用料に係る延滞金の徴収及び滞納処分等については、<u>幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和32年条例第15号）</u>の規定を準用する。</p> <p>第25条～第28条 略</p>	<p>○幕別町農業集落排水処理施設管理条例 （平成17年9月26日 条例第106号）</p> <p>第1条～第23条 略</p> <p>第24条 使用料及び占用料に係る延滞金の徴収及び滞納処分等については、<u>幕別町債権管理条例（令和元年条例第 号）</u>の規定を準用する。</p> <p>第25条～第28条 略</p>